

(案)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 経営力向上支援事業アグリ・フードマネジメント講座運営業務
- 2 履 行 場 所 広島県農林水産局農業経営発展課が指定する場所
- 3 履 行 期 間 令和 5年 月 日 から
令和 6年 3月 31日 まで
- 4 委託料限度額 _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____)
- 5 契 約 保 証 金 _____
- 6 特 約 事 項
- (1) 業務委託契約約款(以下「約款」という。)第28条第4項、同条第6項、第42条第1号、第45条第2項及び第48条第1項の規定の適用について、「委託料」とあるのは、上記4の委託料限度額と読み替えるものとする。
- (2) 約款第30条第2項の規定については、次のとおり読み替えるものとする。
「発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に業務の成果がこの委託の内容に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは委託料の額を確定し、受注者に通知するものとする。」
- (3) 上記(2)の委託料の確定額は、業務の実施に要した経費の実支出額と上記4の委託料限度額のいずれか低い額とする。なお、受注者が仕様書に定める受講料を受領した場合は、実支出額から当該受講料の総額を差し引くものとする。
- (4) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。
- (5) 受注者は、(4)の委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払計画書及び委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
- (6) 受注者は、(5)の規定により概算払を受けたときは、(2)の通知に基づき、通知後10日以内に、委託料概算払精算書を発注者に提出する。
- (7) 受注者は(6)の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。
- (8) 受注者は、この業務について、業務委託契約書のほか、「経営力向上支援事業アグリ・フードマネジメント講座運営業務業務委託仕様書」、「経営力向上支援事業アグリ・フードマネジメント講座運営業務業務処理要領」に従って業務を履行するものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 5年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10番52号
広島県
氏名 代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦 印

受注者 住所
氏名 印